

日本学術会議
臨床医学委員会 出生・発達分科会（第 25 期・第 2 回）
議事録

日時：令和 3 年 5 月 6 日(木) 15:00～17:00

場所：遠隔会議

出席者：水口、児玉、鮫島、寺田、原、藤井、宮崎、船曳（敬称略）

まず、鮫島先生から、以下の自己紹介が行われた。東京警察病院で勤務後、熊谷で開業（産婦人科）しているが、その中で特別養子縁組の対応をしてきた。

議題 1

宮崎先生より、「若年女性の望まぬ妊娠 慈恵病院「こうのとりのゆりかご」から浮かび上がった問題点」について、以下の内容の講演が行われた。

背景として、子供置き去り事件が 2010-2012 年で 667 件、2003-2010 年に虐待死が 77 人となっていた。

「ゆりかご」の預け入れ件数は累計 130 件となり、身元不明率は 20%程度、特別養子縁組は増加傾向にある。SOS 無料妊娠相談も行っており、相談件数は 6 万件にのぼり、そのうち 341 組の特別養子縁組が成立した。それらの運営資金は年間 2000 万円となるが、病院からの持ち出しとなっている。

この活動に対する検証委員会が開かれ、第 1 期検証委員会では、容認できないとされた。第 2 期検証委員会でも、出自問題、孤立出産の助長、安易な受け入れによる意識の低下、熊本までの危険な輸送などの理由を挙げられ、否定的な見解となった。

しかしながら、命より出自が大事なのか疑問が残り、たとえば米国では命の方が優先である。また、孤立出産を防ぐために、ドイツでは内密出産制度がある。日本では里親・特別養子縁組が諸外国に比べて少なく、希望者多いにもかかわらず、成立しづらい現状がある。なお、2019 年には国連が子ども虐待に対して日本に勧告を出している。

議題 2

鮫島先生より、特定妊婦支援に関する、以下の内容の講演が行われた。

1945 年より、戦後の福祉として、戦争孤児を乳児院や養護施設へ収容されるようになった。1973 年の菊田医師の赤ちゃんあっせん事件を契機として、1987 年に民法が改正（817 条）され特別養子縁組が成立した。

しかし、福祉の枠組みのみでなく、医療の枠組みとして、妊娠中から入院を通じた支援が必要であることから、2013 年に厚生労働省から優良な産婦人科が特別養子縁組希望者の相談に応じることが認められた。守秘義務に対して、院内で徹底するとともに、遠方の関連機

関との協力も行ってきた。相談者の 3 割は中高生であり、母に命の危険があったケースも複数みられた。また、乳児を手放した生母のケアとして、母親から乳児をむやみに離さず、自己決断を待ちながらも決断を誘導しないなどの支援を行い、その後、看護師や助産師になる人も出ている。さらに、養父母の入院教育も行い、その後も全国規模でつながる養親家族の会でかかわりを継続している。

特定妊婦支援や特別養子縁組分野における今後の問題点と提言として、以下の点が挙げられた。虐待死に至った母のほとんどが SOS を妊娠中に出していることから、中高生の妊娠相談を保険証なしで無料で行うことが重要と考えられる。新あっせん法（H30 年 4 月施行）養子縁組ガイドラインでは、児童の最善の利益の確保、営利の禁止、出産前の同意の禁止、生母による養育の可能性の模索、国内あっせんの優先、出自を知る権利、メディアへの出演を条件にしない、連携による業務の推進が掲げられている。

また、妊娠中に相談できずに出産に至る場合、危険な出産を一人で行う極限の状態となっている。そういった場合には、いったん落ち着くことができれば乳児を育てるというように意識が変わることがあり、現に、上述の入院を通した細やかな支援により、出産後、養育を選ぶ割合が 1 割強から 3 割弱に増加した。

最後に質疑を行った

育てると言ったが挫折したケースについての質問に対して、不調例はない、との返答であった。特別養子縁組を希望する人が多い中での不成立の理由については、施設の経営問題や保健師など福祉スタッフの意識の問題が挙げられた。また、公的機関に預けた乳児の 7 割がその後も施設となっていることに対する実態解明の必要性があるとの意見が述べられた。

その他、無料相談ダイヤルを公的に、妊娠を疑った中高生を医療へつなぐ、特別養子縁組に預けられた子どもに障害をもつ可能性が多いことの実態把握、赤ちゃんポストの是非を学術会議で検証して提言できないかという意見も挙げられた。